

第一生命保険と山田エスクロー信託による協働取組 ～相続登記の義務化を踏まえた地域でのお知らせ活動～

第一生命保険株式会社(代表取締役社長：隅野 俊亮、以下「第一生命」と)と株式会社山田エスクロー信託(代表取締役社長：篠笛 弘一、以下「山田エスクロー信託」)は、2019年10月から業務提携を開始しています。このたび、提携取組みの一環として、2024年4月に施行される相続登記の義務化を踏まえ、お客さまに対し相続登記に関する情報提供、ならびに相続登記を必要とされるお客さまの山田エスクロー信託および山田グループへのご紹介を開始します。

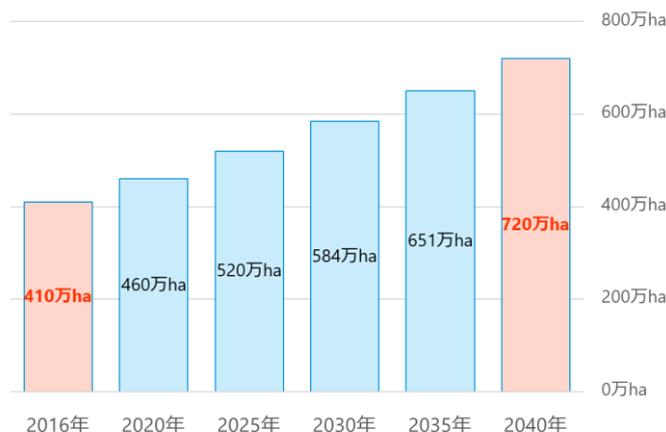
1. 背景

足元、土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿上の所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない、いわゆる「所有者不明土地」が増加^{*1}しています。

「所有者不明土地」の増加は、地域社会にとって公共事業や復旧・復興事業を進めるうえでの妨げや、空き地として長年放置されることによる不法投棄や不法占有者の発生など、地域振興や安心のまちづくりに影響をもたらす問題となります。一方、「所有者不明土地」は、相続に直面するお客さまにとっても、長年にわたり相続登記がなされず、権利関係が複雑化した自宅等の所有権移転が極めて困難になるなど、円滑な相続手続きに大きな支障をもたらす問題となっています。

これらを背景に、2021年4月に民法・不動産登記法の改正法が成立し、施行日である2024年4月1日より相続登記の申請が義務化される予定となっています。

所有者不明土地の増加（推計）



※1: 【出典】所有者不明土地問題研究会『最終報告概要』（2016年）

2. 取組概要

(1) 第一生命の生涯設計デザイナーを通じた情報提供

将来の相続にご関心のあるお客さまやそのご家族、第一生命に死亡保険金請求をいただいたお客さま等に対し、第一生命の生涯設計デザイナーによる訪問活動を通じたリーフレットの配布や解説動画の提供を行い、相続登記の義務化の施行を幅広くお知らせします。

(2) 第一生命から山田エスクロー信託への紹介

相続登記をはじめ、専門家によるコンサルティングを必要とされるお客さまに対し、第一生命から山田エスクロー信託および山田グループをご紹介し、相続登記の手続きについては、司法書士による不動産登記サービスを提供させていただくほか、お客さまのご要望・ニーズに応じて、相続関連業務(遺産整理・遺言信託・民事信託コンサルティング)のほか、税理士による相続税申告サポートなど、幅広い相続関連サービスをワンストップでご提供し、お客さまの相続に係る様々なニーズにお応えします。

(3) セミナーの開催や自治体との協働・地域の皆様への周知活動

第一生命支社と山田エスクロー信託の協働により、相続登記の義務化をはじめとした、相続準備に関する各種のセミナーや個別相談会も展開していくほか、連携協定を締結する地方自治体へも両社の取組みを積極的に紹介し、自治体との3者による協働取組みも推進し、より幅広いお客さまにお知らせします。

相続登記の義務化 お知らせリーフレット

ご存じですか?
不動産相続登記が義務化されます

不動産に関するルールが大きく変わります!

令和6年4月1日から
相続登記の申請が
義務化*されます!

※定額400万円以上(遺産:差し控除、10万円以内)
※相続開始の日(死亡の日)から起算

申請が必要な不動産はありませんか?

山田エスクロー信託の相続関連サービスで解決できます

相続手続きは専門的知識が多く、ご自身
で対応するのは難しいこともあります。
当社と提携する山田エスクロー信託は、相続
分限に強く、お馴染みの街かたに司法書士
や税理士等の専門家を紹介します。

山田エスクロー信託の相続関連サービスで解決できます

サービスを利用するメリット

- ・相続税申告や遺産分割協議書の作成、遺言作成、民事信託の活用など、相続に関する様々な課題をワンストップで解決できます。

ほかにも相続に関するお悩みのお相談はお気軽にお問合せください

ご相談方法はツラ面をご確認ください▶▶▶

株式会社 山田エスクロー信託
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-15 東京ビル2F
TEL: 03-5561-2711 FAX: 03-5561-0365
E-MAIL: info@yamada-escrow-trust.jp
※本資料は、相続登記の義務化に関するお知らせです。相続登記の義務化に関する詳細は、司法書士や税理士にご相談ください。

相続登記の義務化 解説動画

相続登記義務化の背景

所有者不明土地の増加(推計)

年	面積 (ha)
2016年	410万ha
2020年	460万ha
2025年	520万ha
2030年	584万ha
2035年	651万ha
2049年	720万ha

相続登記義務化の背景

未登記不動産のデメリット

- 売却できない
- 管理できない
- 活用できない
- 担保提供できない
- 次の相続手続きが進まない

相続登記の義務化

相続登記の義務化

- 相続が開始したことを知り、かつ、相続によって
所有権を得たことを知ってから、3年以内に
相続登記を申請する義務が課されます。

2024年4月1日施行

第一生命は、「一生涯のパートナー」としての使命をこれからの時代においても果たしていくために、従来からの「保障」領域に加え、「資産形成・承継」「健康・医療」「つながり・絆」の領域においても、お客さまの QOL 向上につながる体験価値の提供を通じて、すべての人々の well-being に貢献していきます。山田エスクロー信託との業務提携においても、相続の発生前後に生じるお客さま一人一人の課題解決に向けて、今後も更なる取組みを進めていきます。

山田エスクロー信託は、管理型信託会社として、信託機能を活用した様々な信託商品を提供しています。また、高齢化の進展に伴う相続関連の幅広いニーズにお応えするため、全国 48 の拠点（2023 年 8 月現在）にて遺言信託・遺産整理をはじめシニア層のライフステージに応じたフルラインの商品を取り扱っています。「顧客第一主義」を経営理念とする山田グループの豊富な経験と専門性によって培った知見や信頼を以って、今後もお客さまに「安全・安心」なサービスを提供し社会的な課題の解決に貢献していきます。